

移入種対策としての重要管理地域の概念（案）

生物多様性の保全の観点から、特に移入種による影響を予防し、あるいは軽減、根絶することが必要と認められる地域について、「重要管理地域」として設定し、所要の管理を行うものとする。

（ 考え方 ）

- ・生物多様性の保全が必要な地域をそのまま重要管理地域とするのではなく、その中から移入種対策が必要な地域に関して設置しようとするもの。
- ・国は、主に移入種による影響の予防面を重視し、全国的な見地からみて設定を要すると認める地域について、重要管理地域を設定する。なお、地方公共団体が同様に移入種対策の趣旨から個別の基準により地域設定を行うことも容認すべきである。
- ・設定後は、移入種の予防あるいは防除といった管理が必要となるため、管理を着実に進めることが設定の条件の一つとなる。

（ 参考 ）

「移入種（外来種）への対応方針について」の中では、「要注意地域」として以下のように記述されている。

- ・侵入の予防、影響の低減といった対策を重点的に行う必要があることから、生物多様性保全の観点から、島嶼やRDB種が集中的に分布している地域等、移入種（外来種）による影響を受けやすい地域においては、移入種（外来種）への対応を特に検討する必要がある。こうした地域では、1-8に示したリスト作成とカテゴリー分けを行っておく必要がある。
- ・生物多様性保全の観点から重点的な対策が必要な要注意地域としては、例えば、自然環境保全のための保護地域（自然環境保全法に基づく指定地域、自然公園法に基づく指定地域、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく指定地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく指定地域等）が考えられる。
- ・また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、国内希少野生動植物として指定された種の生息・生育地、あるいはレッドデータブック、レッドリストに掲載された種が集中的に分布している地域があげられる。